

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

47

### 告示

- 指定管理者の指定（生活文化局文化振興部企画調整課）……………一
- 指定管理者の指定（四件）……………一
- 指定管理者の指定（環境局自然環境部緑環境課）……………一
- 指定管理者の指定（二件）……………二
- 指定管理者の指定（福祉保健局医療政策部医療政策課）……………二
- 指定管理者の指定（四件）……………二
- 指定管理者の指定（福祉保健局少子社会対策部育成支援課）……………二
- 指定管理者の指定（四件）……………三
- 指定管理者の指定（福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課）……………三
- 指定管理者の指定（二件）……………四
- 指定管理者の指定（産業労働局商工部経営支援課）……………四
- 指定管理者の指定（二件）……………四
- 指定管理者の指定（建設局道路管理部管理課）……………四
- 指定管理者の指定（二件）……………四
- 指定管理者の指定（建設局公園緑地部管理課）……………四
- 指定管理者の指定（二件）……………五
- 指定管理者の指定（港湾局港湾経営部経営課）……………五
- 指定管理者の指定（港湾局臨海開発部海上公園課）……………六
- 指定管理者の指定（二件）……………六

### 告示

（港湾局離島港湾部管理課）……………六

○ 指定管理者の指定……………六

告示（教）……………六

#### ●東京都告示第四百五十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

令和三年四月一日

東京都知事 小池 百合子

- 一 公の施設の名称及び所在地
  - (一) 東京都江戸東京博 東京都墨田区横網一丁目四番一物館 号及び東京都小金井市桜町三丁目七番一号（分館）
  - (二) 東京都写真美術館 東京都目黒区三田一丁目十三番三号
  - (三) 東京都現代美術館 東京都江東区三好四丁目一番一号
  - (四) 東京都美術館 東京都台東区上野公園八番三十三号
  - (五) 東京都庭園美術館 東京都港区白金台五丁目二十一番九号
  - (六) 東京文化会館 東京都台東区上野公園五番四十五号
  - (七) 東京芸術劇場 東京都豊島区西池袋一丁目八番一号
- 二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
 

公益財団法人東京都歴史文化財団 東京都墨田区横網一丁目四番一号

#### 三 指定の期間

令和三年四月一日から令和九年三月三十一日まで

#### ●東京都告示第四百五十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

令和三年四月一日

東京都知事 小池 百合子

- 一 公の施設の名称及び所在地
 

東京都立奥多摩湖畔公園山のふるさと村 東京都西多摩郡奥多摩町
- 二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
 

奥多摩町 東京都西多摩郡奥多摩町氷川二百十五番地
- 六 指定の期間
 

令和三年四月一日から令和六年三月三十一日まで

#### ●東京都告示第四百五十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

令和三年四月一日

東京都知事 小池 百合子

- 一 公の施設の名称及び所在地
 

東京都立多幸湾公園 東京都神津島村
- 二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
 

神津島村 東京都神津島村九百四番地

三 指定の期間

令和三年四月一日から令和六年三月三十一日まで

●東京都告示第四百五十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

令和三年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 公の施設の名称及び所在地

東京都檜原郡民の森 東京都西多摩郡檜原村字数馬

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

檜原村 東京都西多摩郡檜原村四百六十七番地一

三 指定の期間

令和三年四月一日から令和六年三月三十一日まで

●東京都告示第四百五十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

令和三年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 公の施設の名称及び所在地

東京都奥多摩郡民の森 東京都西多摩郡奥多摩町境

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

奥多摩町 東京都西多摩郡奥多摩町水川二百十五番地

六

三 指定の期間

令和三年四月一日から令和六年三月三十一日まで

●東京都告示第四百五十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

令和三年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 公の施設の名称及び所在地

東京都リハビリテーション病院 東京都墨田区堤通二丁目十四番一号

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益社団法人東京都医師会 東京都千代田区神田駿河台二丁目五番地

三 指定の期間

令和三年四月一日から令和六年三月三十一日まで

●東京都告示第四百五十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

令和三年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 公の施設の名称及び所在地

東京都立心身障害者口腔保健センター 東京都新宿区神楽河岸一番一号

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益社団法人東京都歯科医師会 東京都千代田区九段

北四丁目一番二十号

三 指定の期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで

●東京都告示第四百六十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

令和三年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 公の施設の名称及び所在地

東京都船形学園 千葉県館山市船形千三百七十七番地

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

社会福祉法人東京都社会福祉事業団 東京都新宿区大久保三丁目十番一―二〇一号

三 指定の期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで

●東京都告示第四百六十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

令和三年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 公の施設の名称及び所在地

東京都八街学園 千葉県八街市八街に百五十一番地

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

社会福祉法人東京都社会福祉事業団 東京都新宿区大

久保三丁目十番一―二〇一号

三 指定の期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで

●東京都告示第四百六十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四條の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

令和三年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 公の施設の名称及び所在地

東京都勝山学園 千葉県安房郡鋸南町下佐久間千四百六十九番地

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

社会福祉法人東京都社会福祉事業団 東京都新宿区大久保三丁目十番一―二〇一号

三 指定の期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで

●東京都告示第四百六十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四條の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

令和三年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 公の施設の名称及び所在地

東京都片瀬学園 神奈川県藤沢市片瀬四丁目九番三八号

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

社会福祉法人東京都社会福祉事業団 東京都新宿区大久保三丁目十番一―二〇一号

三 指定の期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで

●東京都告示第四百六十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四條の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

令和三年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 公の施設の名称及び所在地

東京都七生福祉園 東京都日野市程久保八百四十三番地

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

社会福祉法人東京都社会福祉事業団 東京都新宿区大久保三丁目十番一―二〇一号

三 指定の期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで

●東京都告示第四百六十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四條の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

令和三年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 公の施設の名称及び所在地

東京都知事 小 池 百合子

東京都八王子福祉園 東京都八王子市西寺方町七十六番地

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

社会福祉法人東京都社会福祉事業団 東京都新宿区大久保三丁目十番一―二〇一号

三 指定の期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで

●東京都告示第四百六十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四條の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

令和三年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 公の施設の名称及び所在地

東京都千葉福祉園 千葉県袖ヶ浦市代宿八番地

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

社会福祉法人東京都社会福祉事業団 東京都新宿区大久保三丁目十番一―二〇一号

三 指定の期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで

●東京都告示第四百六十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四條の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

令和三年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

東京都知事 小 池 百合子

一 公の施設の名称及び所在地

東京都清瀬喜望園 東京都清瀬市竹丘三丁目一番七十一号

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

社会福祉法人東京アフターケア協会 東京都清瀬市松山二丁目十八番二号

三 指定の期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

●東京都告示第四百六十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

令和三年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 公の施設の名称及び所在地

東京都立産業貿易センター台東館 東京都台東区花川戸二丁目六番五号

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人東京都中小企業振興公社 東京都千代田区神田佐久間町一丁目九番地

三 指定の期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで

●東京都告示第四百六十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

令和三年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 公の施設の名称及び所在地

東京都立多摩産業交流センター 東京都八王子市明神町三丁目十九番二号

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

多摩産業交流センター指定管理共同企業体 東京都千代田区霞が関一丁目四番二号 日本コンベンションサービス株式会社内

三 指定の期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで

●東京都告示第四百七十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

令和三年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 公の施設の名称及び所在地

(一) 東京都八重洲駐車場 東京都中央区日本橋三丁目及び同区京橋一丁目地先道路内

(二) 東京都日本橋駐車場 東京都中央区日本橋一丁目、同区日本橋二丁目及び同区日本橋三丁目地先道路内

(三) 東京都宝町駐車場 東京都中央区日本橋三丁目、同区京橋一丁目、同区京橋二丁目及び同区京橋三丁目地先道路内

(四) 東京都新京橋駐車場 東京都中央区京橋三丁目、同区銀座一丁目、同区銀座二丁目及び同区銀座三丁目地先道路内

先道路内

(五) 東京都東銀座駐車場 東京都中央区銀座五丁目、同区銀座七丁目及び同区銀座八丁目地先道路内

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人東京都道路整備保全公社 東京都新宿区西新宿二丁目七番一号

三 指定の期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで

●東京都告示第四百七十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

令和三年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 公の施設の名称及び所在地

東京都板橋四ツ又駐車場 東京都板橋区板橋二丁目地先道路内

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人東京都道路整備保全公社 東京都新宿区西新宿二丁目七番一号

三 指定の期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで

●東京都告示第四百七十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

令和三年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 公の施設の名称及び所在地

東京都立横網町公園 東京都墨田区横網二丁目

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人東京都慰霊協会 東京都墨田区横網二丁目三番二十五号

三 指定の期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで

●東京都告示第四百七十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四

条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

令和三年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 公の施設の名称及び所在地

東京都立葛西臨海公園 東京都江戸川区臨海町六丁目

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人東京都公園協会 東京都新宿区歌舞伎町二丁目四十四番一号

三 指定の期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで

●東京都告示第四百七十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

令和三年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 公の施設の名称及び所在地

(一) 晴海客船ターミナル 東京都中央区晴海五丁目七番一号

(二) 有明客船ターミナル 東京都江東区有明三丁目十二番十三号

(三) 有明小型船発着所浮 東京都江東区有明三丁目三十番地先

(四) 青海客船ターミナル 東京都江東区青海二丁目八番十一号

(五) 青海小型船発着所浮 東京都江東区青海二丁目九十四番地先

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

東京港埠頭株式会社 東京都江東区青海二丁目四番二

十四号

三 指定の期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

令和三年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都告示第四百七十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四

条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

令和三年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 公の施設の名称及び所在地

(一) 竹芝客船ターミナル 東京都港区海岸一丁目十二番

六番一号及び同所同番三号

(二) 竹芝小型船発着所浮 東京都港区海岸一丁目五十八

番地先

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

東京港埠頭・テレポトセンターグループ 東京都江東区青海二丁目四番二十四号 東京港埠頭株式会社内

三 指定の期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで

令和三年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 公の施設の名称及び所在地

(一) 竹芝ふ頭船舶給水施設 東京都港区海岸一丁目十一番

(二) 日の出ふ頭船舶給水施設 東京都港区海岸二丁目七番

(三) 芝浦ふ頭船舶給水施設 東京都港区海岸三丁目六番、

同所二十八番、同所二十九番及び同所三十二番

(四) 晴海ふ頭船舶給水施設 東京都中央区晴海五丁目十三番及び同所十五番

(五) 月島ふ頭船舶給水施設 東京都中央区豊海町

(六) 辰巳ふ頭船舶給水施設 東京都江東区辰巳三丁目二十

番

(七) 東京国際クルーズふ頭船舶給水施設 東京都江東区青海二丁目地先

(八) 運搬給水施設 東京都品川区八潮一丁目一番

三 指定の期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで

令和三年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都告示第四百七十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四

条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

令和三年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 公の施設の名称及び所在地

(一) 竹芝ふ頭船舶給水施設 東京都港区海岸一丁目十一番

(二) 日の出ふ頭船舶給水施設 東京都港区海岸二丁目七番

(三) 芝浦ふ頭船舶給水施設 東京都港区海岸三丁目六番、

同所二十八番、同所二十九番及び同所三十二番

(四) 晴海ふ頭船舶給水施設 東京都中央区晴海五丁目十三番及び同所十五番

(五) 月島ふ頭船舶給水施設 東京都中央区豊海町

(六) 辰巳ふ頭船舶給水施設 東京都江東区辰巳三丁目二十番

(七) 東京国際クルーズふ頭船舶給水施設 東京都江東区青海二丁目地先

(八) 運搬給水施設 東京都品川区八潮一丁目一番

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地  
 東京港埠頭株式会社 東京都江東区青海二丁目四番二十四号

三 指定の期間  
 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

●東京都告示第四百七十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

令和三年四月一日  
 東京都知事 小 池 百合子

一 公の施設の名称及び所在地  
 東京都立葛西浜公園 東京都江戸川区臨海町六丁目及び同所地先

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地  
 葛西浜公園パートナーズ 東京都豊島区南池袋一丁目十六番十五号 西武造園株式会社内

三 指定の期間  
 令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで

●東京都告示第四百七十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

令和三年四月一日  
 東京都知事 小 池 百合子

一 公の施設の名称及び所在地

(一) 二見漁港棧橋(1) 東京都小笠原村父島字奥村

(二) 二見漁港棧橋(2) 東京都小笠原村父島字奥村

(三) 二見漁港船揚場(1号) 東京都小笠原村父島字奥村

(四) 二見漁港船揚場(1号その2) 東京都小笠原村父島字奥村

(五) 二見漁港船揚場(2号) 東京都小笠原村父島字奥村

(六) 二見漁港護岸(保安署横) 東京都小笠原村父島字清瀬

(七) 二見漁港護岸(赤間裏) 東京都小笠原村父島字奥村

(八) 二見漁港護岸(野積場前) 東京都小笠原村父島字奥村

(九) 二見漁港中央防波堤内側泊地 東京都小笠原村父島字奥村

●東京都告示第四百七十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

令和三年四月一日  
 東京都知事 小 池 百合子

一 公の施設の名称及び所在地  
 東京都八丈島空港 東京都八丈町大賀郷

告 示 (教)

●東京都教育委員会告示第二十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

令和三年四月一日  
 東京都教育委員会

一 公の施設の名称及び所在地  
 東京都立埋蔵文化財調査センター 東京都多摩市落合一丁目十四番二

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地  
 公益財団法人東京都スポーツ文化事業団 東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目二十九番九号 日本パーティビル

三 指定の期間  
 令和三年四月一日から令和五年三月三十一日まで

発行

東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号  
 電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号  
 163-8001

定 価

本号 三〇円  
 一箇月 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001

